

平成23年第6回（10月）みなかみ町議会臨時会会議録

平成23年10月28日（金曜日）

議事日程

平成23年10月28日（金曜日）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第68号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 4 議案第69号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 5 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美雄	君	10番	原	澤良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	小野	章一	君	14番	中村	正	君
15番	河合	幸雄	君	16番	鈴木	勲	君
17番	森下	直	君	18番	久保	秀雄	君

欠席議員

会議録署名議員

4番	前田	善成	君	14番	中村	正	君
----	----	----	---	-----	----	---	---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	鈴木	初夫	書記	本間	泉
--------	----	----	----	----	---

説明のため出席した者

町長	岸	良昌	君	副町長	鬼頭	春二	君
教育長	牧野	堯彦	君	総務課長	篠田	朗	君
総合政策課長	宮崎	育雄	君	税務課長	石坂	和利	君
会計課長	永井	泰一	君	町民福祉課長	関	章二	君
子育て健康課長	青柳	健市	君	環境課長	須藤	信保	君
上下水道課長	杉木	清一	君	農政課長	高橋	正次	君
観光商工課長	真庭	敏	君	地域整備課長	増田	伸之	君
教育課長	青木	寿	君	水上支所長	中島	直之	君
新治支所長	岡田	宏一	君				

開 会

午前10時00分 開会

議 長（久保秀雄君） 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、平成23年第6回10月みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（久保秀雄君） 本臨時会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、岸 良昌 君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議長のお許しを頂きましたので、臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成23年度第6回みなかみ町議会臨時会をお願いいたしましたところ、早速ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。地方分権、地方主権の時代を迎えまして、これを地方自治体、具体的に申し上げますと、みなかみ町にとって真に有意義なものとしていくためには、従前以上に議会の皆様方のご提案やご意見をいただき、議会と執行部が車の両輪として町政の執行に当たっていく必要性が益々高まっていると信じておるところでございます。そのような観点からこの度、平成23年度5回目の補正となりますけれども、補正予算のご審議をお願いする次第でございます。内容といたしましては、9月議会における質疑の結果、あるいは他の機会に議員各位からご提案をいただいた事項を早急に政策として展開するためのもの、更には、年度半ばを過ぎる時期となりましたが、早急に年度内の処理をするために必要な事項が含まれております。臨時議会に提案いたしますものとしていたしましては、案件として2件であり一般会計補正予算（第5号）及び下水道事業特別会補正予算（第3号）であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。
議事日程により、議事を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において指名いたします。
4 番 前 田 善 成 君
14 番 中 村 正 君 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議 長（久保秀雄君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日 1 日限りとした
い考えであります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期につきましては、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 68 号 平成 23 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 5 号）について

議 長（久保秀雄君） 日程第 3、議案第 68 号、平成 23 年度みなかみ町一般会計補正予算（第
5 号）についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。
（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第 68 号について、ご説明申し上げます。
既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2 1 4 8 万 7 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 4 億 4 5 2 5 万 8 千円とするものです。
歳出補正につきましては、4 款衛生費では、1 項保健衛生費 1 0 5 万円の増額は、放射線
測定器購入費であります。2 項清掃費 1 8 4 万 8 千円の増額は、アメニティパークで保管
している高濃度 P C B 廃棄物処理委託料であります。6 款農林水産業費では、1 項農業費
2 4 5 0 万円の増額は、台風による被災箇所等の改修を小規模土地改良事業として行う、

農地保全工事が主なものです。2項林業費448万9千円の増額は、有害鳥獣対策費であります。7款商工費では、2項観光費280万円の増額は、マスコミ・広告宣伝対策及びインバウンド誘客対策等のみなかみデスティネーションキャンペーンフォローアップ事業補助金であります。8款土木費では、4項都市計画費7300万円の増額は後閑地区まちづくり交付金事業費の橋梁下部工の工事費であります。11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費1380万円の増額は、台風による被災箇所の災害復旧費であります。

一方、財源となる歳入補正につきましては、地方交付税3700万8千円の増額は、普通交付税であります。分担金及び負担金59万円の増額は、災害復旧事業受益者分担金であります。県支出金904万7千円の増額は、農林水産業施設災害復旧事業補助金590万円及び緊急雇用創出基金事業補助金296万7千円が主なものです。繰入金134万2千円の増額は、有害鳥獣対策基金からの繰入金であります。町債7350万円の増額は、合併特例事業債6930万円及び災害復旧事業債420万円であります。

以上が一般会計の補正内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。

議案第68号について、質疑はありますか。

14番中村正君。

14番（中村 正君） 14番中村です。ただ今町長から提案理由の説明をいただいた訳ですが、8款土木費4項の都市計画費2目の土地整備費のところでお伺いしたいのですが、後閑地区のまちづくり交付金、先ほども説明ありましたとおり平成20年から平成24年までの5年間ということの中で事業を進めているわけですが、その心臓部とも言える橋梁工事の部分でありまして、地域の方々または町全体をとおしても重要な道だということは認識しており、大変重要な路線だと考えております。一日も早い開通を望むところでありますけれども、そんな中で今回事故があったとはいえ7300万円からの追加処置をしなければならないという中で、その7300万円が増額された部分、その辺を機械が変わった事も含めて説明をいただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答え致します。この7300万円につきましては、工法変更によるものと安全対策によるものの増額でございます。当初ボーリング調査等で杭基礎工法の選択がなされ、その中で実施したところ転石が混ざり、掘れない状況があり、補助工法を取り入れて進めさせていただいております。平成23年度中に、22年度の事故繰り越し事業として進めておるものでございます。23年度中には完成をさせなければならないということで、工期の短縮を含め安全性を確保しながら進めてまいりたいことで、計上させていただきました。

議 長（久保秀雄君） はい、ほかにありませんか。

14番中村正君。

14番（中村 正君） もう少し詳しくですね、要するに機械が変わっただけで7300万円ではないですよ、というところまでご説明いただければ有り難いです。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） この工事につきましては、渇水期の工事でございます、非常に期間が無い中で進めてございます。一昨年、工事中に水没事故等が起きておりますが、その前段として杭打ち工法で行っていたのですが、転石が多く含まれており、工法変更をさせていただき岩を砕くような工法に変えてございます。その工法変更で、今回使うマルチドライバー工法を採用させていただいておりますが、そのマルチドライバー工法というのは非常に高額なものでございまして、現在の予算では8本しか掘れないという状況で下部工を全て立ち上げなければなりません。これらの不足分、また昨年事故が起き渇水期に増水等がありまして、仮設堤が破堤している関係もございまして安全性も考慮し下流まで掘り下げ、利根川の流量をすんなり流せるような状況におき、また杭打ち工法についても掘る盤面を河床ではなく流水面まで上げまして掘って行くということで、それらの経費も含まれてでございます。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村正君。

14番（中村 正君） 事細かく説明して頂きました。幸いにもという言葉が合うかどうか、県土木技術センターとの相談を受けながら進めていくということでありますのでお金を掛けすぎて徒渉（ただわたり）橋ですので、有料にならないようによろしくお願い致します。終わります。

議長（久保秀雄君） はい、ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 今回の工法変更の大きな理由というのは、転石だというふうに聞いてます。転石があるか無いかというのは、やはり事前の地質調査やボーリングで決まるのではないかと思います。この調査をする時にどういうボーリングをしたのかと思っております。あれだけの狭い地域なので規定通りにボーリングをしていれば、見逃すはずは無いのではないかと思いますけれど、実際に報告書みたいなのは来ているのかどうかということと、それからもう一つ、サイドに橋台が二つ完成をしているんですけどそれに対する概算払いみたいなのをしているのか比率はどれくらい払っているのか教えてください。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 当然、設計の段階でボーリング調査を実施してございます。報告書も受けてございます。その中で基準は各橋台1カ所ずつ、それと橋脚1カ所の3カ所やっております、その中で橋脚部分の柱状図といいますか、ボーリング調査の結果では砂礫質のものでございまして、転石が50センチメートル以内という判断の中で設計がなされてございます。それと部分払い等を行っております、変更等もやっております、支払

金額については、前払い金と契約変更に伴う支払いをしまして、現在は9817万円を支払ってございます。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

- 11番（島崎栄一君） 本来なら、3月に議決した予算で全部やらしてもらえば良かったのですが、できそうにないということなのでこういう追加でお金をくれという話になったと思います。責任は、と聞けば全協では、うやむやでどこに責任があるのかわからないということですので、私なりに判断して、転石等の調査で見逃して、安全でない工法を提案した設計、それから工事の指定を見て出来ると言ったのに出来なかった工事会社、それから23年度中にやるということで工期完了しなければいけないのに、間に合いそうにないからということで工期完了が出来なかった町役場、3者ともども全部責任があると思いますので、この7300万円を3等分しまして、設計に2500万円、施工の業者の2500万円、請求してください。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 設計につきましては、基準通りに実施しておるということで、実際の地下の工事ですので非常にわからない。橋梁としまして、話は変わってしまうかもしれませんが、上部工については5億3000万円もかかる中です。下部工についても今現在1億4900万円くらいの数字ですけれども、非常に地下の工事ですので、現状がわからないということで、実際に掘ってみなければ転石が出るか出ないかということにはわかりません。15本打つ内の1カ所しか調査をしておりませんので、その調査が砂礫土という判断を元に設計がなされております。実際にやって掘れない状況が出てくれば当然のことながら設計変更もある訳で、今回工法変更という事で町の考えの中で、発注者側として発注したものでございまして、今のところ誰に責任があるかという判断については、責任の無いものとして判断して、今回工事を発注してございます。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

13番小野章一君。

- 13番（小野章一君） 68号について質疑を行います。この件に関しては早期完成を願うものがありますけれども、請負契約が既に議会で承認されているわけでありまして。昨年12月の大雨により不幸にも工事が中断されてしまった事は事実でありますけれども、請負業者としては、その雨がなければ同じ工法で3年度内には完成ということは、請負契約の約束かなと思っております。そんな中、先程来話が出ておりますけれども、調査の段階で転石はなかったということでございますけれども、川には転石を予想するという事、確実に出るということは判断してよかったと思うわけでございます。当初からこういうものがあって7300万円という補正予算を計上するわけですけれども、最初からこういう転石を予測した中であればそういったものは含まれての1億4900万円という形の予算が出たものと思われましても、通常であれば先ほども申し上げましたけれども、不幸な一時的な雨がなければ、その工法をもって12月までに完成をされたというふうに、又それを

完成すべく業者が責任を持ってやったというふうに私は理解するわけでありませけれども、その辺のところをお伺い致したいと思います。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 水が出て破堤をしてしまった事については実際の事なんですけれども、その前段で最初から工事の杭基礎を始めた時点で、実際に転石が入ってしまっていて、掘れない状況で補助工法を使えば何とかなるだろうということで工事が始まっております。ただし、破堤後にその機械が全国に6・7台しかないということでその機械の代役は出来ないために今回事故繰り越しをさせていただいて、2・3年度に進めておるわけなんですけれども、実際のところ地下のものでありますので、転石を予測できればよいのですが、実際に表面的には出てるんですけれども基準が一カ所しか、一カ所といいますか、もっとボーリング調査をいっぱいやればよいのですがそれも補助対象となっておりますので、基準以上に掘る必要性もありませんので、その掘った調査結果が砂礫土のものであるということで、繰り返しになってしましますが、地下のことでわからなかったということで工法変更をさせていただいて今回進めさせてもらいたい、地下のことでわからないことですから工事の短縮と安全対策も考えて進めさせていただきたく補正をお願いするものでございます。以上です。

議長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

13番小野章一君。

13番 (小野章一君) 今、回答があった訳なんですけれども、時期を短縮するという事はわからないわけではないです。工法を変えれば早期に出来るというのは理解できます。けれども、先ほども調査のちょっとしたミスでは無いかということも一つの考え方にあるわけなんですけれども、当然転石は出るものとして計算してもよかったのではないかとということが一点であります。工期を早めるということ、3月以内に完成させるということは義務だと思っておりますけれども、早期に完成させるためといえども、11月になりますけれども今は10月だと昨年は12月に雨が降ったわけでありまして。そんな関係でありますと1ヶ月なり2ヶ月です。同じ機械を設置したとしても、先ほどの回答とはちょっと違いますけれども同じ機械を設置されたとしても3月には間に合うというだけの期間はあるのではないかと思う訳です。ただ一つその時に、そういった話がどうしてもこれなんだという相談があったという話が聞こえてこないですけれども、今初めてですね事故繰り越しをして再度渇水期に工事が始まる時にそういった話を聞く。こういった話が急にだされても大変困るわけなんですけれども、基本的には私の考え方は、本来であれば業者の責任においてやるべきということが基本でございます。そんなことで補助金の返還とかですね、いろいろな事で心配なことがある訳なんですけれども、私の考えが至らないところもあるんですけれども、設計会社に当然あるべきと思って設計出来なかったという点も一つは指摘される場所ではないかと思っております。事故は不幸なことでありますけれども、そのままですらおそらく請負業者は責任を持っておそらく3月までに完成されたと思います。そんな意味で又こういったことは、いつあるかわかりませんが、事前にこういったことは普通は例にないものでそこらへんのところは今後どうされるのか。

議 長（久保秀雄君） はい、町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今のご指摘でございます。地質調査を町が受け取ったときにもう少し判断の仕方があったのではないかと、これはこれでご指摘の部分もあろうかと思えます。続きまして昨年の渇水期における事故でございます。これについては、指定仮設で仮締切りをやっておりますけれど、これについては漁協との関係だとかその他の状況があり、指定仮設の変更要請があった中で認めてきたというところでその責任が施工業者にあるのか発注側にあるのかというところについての区分については、明確にいたしていないというのが現実でございます。ただし、その時点での機械等の損害については請負業者から町の方には請求は出ておりませんので、その損害分については施工業者が責任を持っているという状況でございます。その時点でなぜ工事を継続させなかったのかということについては、この間申し上げてきましたとおり、機械の台数が国内でも非常に限られているので、新たな機械を手だてして昨年度中に終わらせるということが出来ないだろうという判断のもとに施工の打ち切りというものを、官側として、発注者として承認したということでございます。そのことを行政手続きとして補助金等々の関係では事故繰り越しということで21年度予算ではあるけれど23年度中には処理するという約束のもとに手続きをしたところでございます。従いまして渇水期にしか工事は出来ませんので、今年度の渇水期に入り工事を開始するにあたってどのような条件を発注者として付けるべきかということで勿論、杭等の専門業者並びに県の技術センター等の指導を受けながら検討してきたというのがこの間でございます。渇水期になって工事が入れる段階になって早急に年度内に完成させるのにどれだけのものが必要なのかということで先ほど申し上げてきましたように、昨年事故の例を見て安全度を上げるという点でのコストはかかる。そしてまた確実に3月までに施工を完了させるということで、さらに特殊な機械を導入するということが計画ができあがったわけです。なるべく早急に現地に着工していく必要がありますしこのことについて予算の裏打ちが無いと発注者としてこういう工法でこれだけやれという指示も出来ませんので、あえて申し上げますと臨時議会をお願いし現在審議を行っているところでございます。ただ今の小野議員のご指摘それぞれについておっしゃるとおりという点もございまして、その辺を含みながら行政的に手続きを進めて来て本日の段階でぜひ補正予算を認めて頂きたいというのが現況でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 先ほどの私の質疑の時に、地域整備課長の方で業者設計等に責任はないと言って、地下のものでわからないからしょうがないということでしたけれども。設計の方も施行の方も地下がどうなっているのかわからないというのを承知の上で何十年も仕事をしてきたと思います。そういう中で実際に以前の方法でやっても補助工法でやれば出来るということで進めていたわけです。それで責任がないというのですが、課長の自分のお金を出すのであればそれで良いですよ。だけどこの7300万円は皆のお金なんですよ、町民の金であり国の金であり、そういうものを預かっている以上、簡単に責任の所在を放

棄して全部こっちで持っけてしまいますという、それほど太っ腹で良いのかなというのは疑問に思います。これで工事を3月までに終わらせなくてはならないというのはわかりますから、これでやれば間に合うならやるならやるでいいんですけど、ただ責任的にですねそういう設計をした設計、それから工事をした業者にも責任はあると思いますので、勿論、きちんと管理出来なかった町の責任もありますけど、請求はしてくれるということでないで賛成できないですけど。

議 長 (久保秀雄君) はい、町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 先ほど課長の方から答弁致しましたのは、ボーリングのミス等については補助の対象でも設計業務自体が交付金の対象でも有り一連に従ってやっていると、それについてはピア1カ所について1カ所ということがあるので、一つのボーリング結果に基づいて設計をやったということもやむを得ないということでございます。そのことについて設計は一括になっておりました地質調査が独立しておりません。そのことの報告も含めて発注者である役場が受け取ったということでございます。その時の判断が正しかったのかという部分について設計あるいは、調査等の審議が十分であったのかということについては、十分であったと思いますけど結果としてそういう状況では無かったというご指摘をいただいているということがわかりました。そしてまた、その後の経費の動向について手続き上どういう事なのかということについては、先ほどご説明したとおりでございます。そのことで申し上げますと町の責任として発注者として今回の施工の仕方を決めそのことによつて今後、施工の方法を町で指定して契約をしていくということについてやむを得ないと思っております。それ以上について受け取った役場職員の技術力が不足なのか受注した設計業者の技術力が不足だったのか、その両方なのか、この辺について道義的に責任があるだろうというご指摘はあり得ると思いますけれども、契約上の請求を出せるとかそういう状況では無いと理解していますのでそのところについてはご理解賜りたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番 (原澤良輝君) ボーリングの結果、砂礫土という結果だったのですが、3カ所とも砂礫土であったのか。実際に現場に行つて見れば50センチメートル以上の石はごろごろしててあそこに石がないなんて考えられないです。実際にボーリングをしたのかどうか疑問なんですけど、それは見て確認しているのですか。

議 長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 担当の方は確認していると思います。実際に掘っている現場は確認していると思います。但し、1カ所でのボーリング調査をいたしますので、現実には転石が表面にいっぱい出ていますのでわかりませんが掘った調査結果は砂礫土ということでございます。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番 (原澤良輝君) 結果、報告書はそれでいいんですけども、それは実際にやったのかどう

かということはどうやって確認したのですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 報告書に記載されていますし、実際に現場を掘っているところも見ています。コアについては設計業者が持っています。3カ所については今の橋脚の位置で掘っています。それと橋台の部分でも掘っています。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番山田庄一君。

7番（山田庄一君） 工事の途中で予測できないことが起きる、地下のことだからという、苦しい言い訳を理解したとして、今回の相当遅れた工事というのは、元を正せば水が入ってしまったということで、その辺で安全対策で今回は下流に水が流れるにまたやっているんですけどそれは当然やっている工事というのはこれがかかっているわけです。それを何で川を掘っているのに今更安全対策を強化するみたいな事じゃなくて、川を掘っているのだから危険ということを察知しながらやればそんなことにならなかったと思うし、その辺のことにおいて責任があるかないかといったら設計にあると思うんですけどその辺の見解はどうでしょうか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 前回については設計に応じて仮設堤を築き進めており、また緊急時の連絡体制などもしっかりしていた訳なんですけれども、当日の豪雨に対しては体制が整っていなかったということで、仮設堤の強度不足また断面不足等により破堤をしたということで、また河床についても河床から杭を打っていくものですから河川の表面水よりも下の部分で掘っておりまして機械が底にあったということでその設計で良いということで進めて来たわけなんですけれども今回それを、同じ事を繰り返し替えてやってまた集中豪雨等による洪水とかそういうものを考えたときに、月夜野橋の基準で5年間の過去のデータに基づいて計算をしているわけなんですけれどもその断面さえあれば通水出来るということなんですけれども、それ以上に出たのかわかりませんが、何れにしろ今回安全対策を事故繰り返し事業で何とか工期に間に合わせたり事故が起きないために安全対策をやるわけで、河道を広くして安全対策を強化してやっていきたいということでございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

15番河合幸雄君。

15番（河合幸雄君） 衛生費の問題なんですけど、放射線測定器2台ということでお話があったんですけど、住民の方々は放射線に対しては凄いい心配をされていて、もう少し台数を増やした方が良いのではないかと思いますので、教えて頂きたいと思います。

議長（久保秀雄君） 環境課長須藤信保君。

（環境課長 須藤信保君登壇）

環境課長（須藤信保君） 今回上げさせていただいた2台ですけれども、エネルギー補償タイプとい

う放射線が出るときにいろいろエネルギーの強弱の差がありまして、それを補償するタイプということで今までのサーベイメーターについては高めに出る傾向があったのですが、このエネルギー補償タイプですと県が設置しているモニタリングポストに近い正確なデータが収集できるということで今回2台上げさせていただきました。他に簡易型の今のサーベイメーターは従来通り使用できる状況となっております。よろしくお願ひします。

議 長 (久保秀雄君) 15番河合幸雄君。

15番 (河合幸雄君) 私の考え方とすれば2台でなくてももう少し台数を増やして、測って頂きたいという申請を出して、それで測ってもらえるような方向性を作ってもらいたいと思うんですけど、どうでしょう。

議 長 (久保秀雄君) はい、町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) みなかみ町については、どの機械で測ったかは別としましてずいぶん早い段階から町内74カ所で計測しておりますし、それについては随時ホームページで公表して来ているところです。そういうことで既に体制は出来ている訳ですけども、今申し上げましたように非常に多くの方がその数値をよくご覧になりますので、県が計測しているものと同じ機械をいれて、県と同じ水準の調査にしようというのが今回の目的でございます。当初についてそれは1台で対応が可能だという判断もあったのですが今、河合議員からご指摘のあったようなこともあるだろうということで今回2台の予算計上をお願いしているところでございます。現在の使用方法としては今までやってきたものを新しい機械でやっていくということですから、今までの密度の調査は1台でも出来るわけです。その部分が倍になるといふことなので各所の要望等については対応することが2台で可能だと考えております。もちろんこれの予算をお認めいただいてから発注し納入時期がいつになるのかというの品物が非常に逼迫しているのだからこちらの方が実は気にかかっています。まとめさせていただきますと河合議員のご指摘はよくわかりますが今回のもので今までよりも倍の計測が可能だということと従前のものを使うということになりますと更にそれよりも頻度を多く出来るということで、どういうご要望に対して対応して行くかということについては今後検討しながらご指摘のご主旨をカバーできるというふうを考えております。

議 長 (久保秀雄君) はい、ほかにありませんか。

5番阿部賢一君。

5番 (阿部賢一君) 災害復旧費なんですけれども、先般台風の影響で新治地区を中心に災害箇所が多数押し寄せたわけなんですけれども、今回の補正で大小限らず確認をしている災害の復旧が全て対応できるのか教えてください。

議 長 (久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長 (高橋正次君) お答え申し上げます。先ほどの質問内容でございますけれども災害復旧につきましては今回、委託料と工事請負費ということで相俣の工貫地区と須川の細尾地区を災害復旧工事費にあげさせていただきました。その他につきましては大小細かいのが相当ございます。それらについては、その前の農地保全、その辺で対応出来るというふうを考えております。ただ、まだ実際に全てこれが町内を把握できているかという状況ではござい

ません。また新たに区の方から申請が出てくるというような状況もございます。それがあれば、また対応したいと考えております。以上です。

議 長（久保秀雄君） はい、ほかにありませんか。

5 番阿部賢一君。

5 番（阿部賢一君） 関連です。田んぼの土手等が大変被害起きてる場所を現場視察して頂いたわけでありまして、やはり来年の作付けに迷惑がかからないような復旧の対応をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

議 長（久保秀雄君） ほかにありますか。

3 番中島信義君。

3 番（中島信義君） 先ほど 河合議員の方から放射性測定器を2台購入するというところでもう少し増やして欲しいという中で町長から答弁がありましたように、水上地区、みなかみ全体で70数カ所の測定で、これをホームページ上で公表しているということでございます。先般、全協の中で出来るだけ多く町民の方々に知らせたいというお願いをしました。今現在パソコンを使ってそうした情報を得るという人は、どのくらいいるのか、ある程度の年齢になってくるとそういった機械、機器を使えないで全く知らないというような状態があります。できれば広報等で知らせることが出来ないのかどうか。

一般会計補正予算に沿った質問内容についての指示がなされた。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

これより議案第68号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

10 番原澤良輝君。

（10 番 原澤良輝君登壇）

10 番（原澤良輝君） 10 番原澤良輝、平成23年度一般会計補正予算（第5号）に反対討論を行います。

本補正予算には、災害対策やDCのフォローアップ事業や放射線測定器の購入等の予算も計上されて評価されている部分もあります。ただ本予算に計上され徒渉橋の7300万円については、平成22年3月に7社の指名競争入札で増田建設が落札して同社と町が1億4950万円で契約した工事に関連するものです。本来なら遅くとも今年の3月に完成して引き渡しが行われていなければなりません。2010年3月の繰り越しには、契約時が3月という事を考えれば仕方ない事ですし、今年の3月も事故繰り越しということでしたのでそれは理由があったかと思えます。しかし工事期間というのは2年間もあって事故後も1年以上の期間がありました。この間、増田建設については契約に基づいて誠実に工事をして橋脚を完成させる義務があったのではないかと思います。洪水がなければ当初の工法で今年の3月には完成をしていたということですから、今更条件が悪くて工事がで

きないとか工期が足りないという理由は成り立たないのではないのでしょうか。契約額に対して5割り増しの7300万円の追加経費、まして真ん中の橋梁部分に限れば約2倍の工事費になってしまう大幅な変更になります。工法変更の理由とした転石を設計前に実施した調査で見逃したとすれば、この地質調査を担当した業者の責任にもなりますし、あの狭い地域で規定通りに調査をしていれば、転石を見逃すはずはないのではないかと考えます。規定通りにボーリングをしたかどうかということについては、確認する時間はありませんが、そんなふうに思われてしかたありません。7300万円の追加出とすれば工事費については二重を負担するような形になりますし、例えばこれが会計検査によって違法な支出ということで返納を命じられた場合には町の責任になってしまっていて、町民は更に三重の負担をすることになってしまいます。こうなれば町長もある程度けじめを取らなくてはならなくなると思う工事変更です。工事の変更というのはだいたい1割、多くて2割までというふうに考えます。5割も追加する変更は認めることにはならないと思います。地質を調査した設計会社と増田建設とで負担をして、橋を完成して貰うのが理にかなっていると思います。今回のことは契約に反しても町が負担をするのだという、今後の悪い事例になってしまうのではと思います。こういう事をもって反対討論にします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

4 番前田善成君。

（4 番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） 議案第68号平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場から討論致します。

この予算は台風15号による農業施設の災害復旧工事に関する経費、鳥獣害対策経費またぐんまDCフォローアップ事業に要する経費、また今時の放射能問題の風評を服飾するための新しく購入する測定器の購入費など、みなかみの基幹産業である農業と観光の振興に欠くことの出来ない予算です。加えて後閑地区のまちづくり交付金事業の徒渉りの拡幅工事に要する経費等の想定外の経費等がありますが、夢のあるまちづくりを進めみなかみ町が新たな飛躍を遂げるために必要な予算であります。みなかみ町が基幹産業の振興を計るとともに新しいまちづくりを進めるためにぜひとも成立させる補正予算であると考えられますので議員皆さんの賛同を願いし、賛成討論といたします。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって議案第68号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）については可決されました。

日程第4 議案第69号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（久保秀雄君） 日程第4、議案第69号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第69号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ733万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3951万5千円とするものです。

歳出補正につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費179万4千円、2項特定環境保全公共下水道費110万円、4項農業集落排水処理施設費20万円をそれぞれ減額し、5項汚水処理施設整備費の浄化槽設置整備補助金1043万円を増額するものであります。

なお、財源となる歳入補正でございますが、国庫支出金221万円、県支出金512万6千円は、汚水処理施設整備交付金の増額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終わりましたので、議案第69号について質疑に入ります。

議案第69号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 浄化槽の設置の数ですが20槽と聞いていますが20槽で良いのかと、前の予算はどうでしたかお願いします。

議長（久保秀雄君） 上下水道課長杉木清一君。

（上下水道課長 杉木清一君登壇）

上下水道課長（杉木清一君） お答え致します。当初予算では40基分を計上しました。今回の補正につきましては5人槽を7基、それから7人槽を13基、合計20基で663万3千円ということで計上しまして、その他に今年限りというっております、エコ補助金ですがこれにつきましては今までの分が24基で今回20基分の内14基あわせて38基分で380万円ということであわせて1043万円ということで計上させて頂きました。以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番阿部賢一君。

5番（阿部賢一君） 浄化槽設置補助金の関係なんですが、本年度は時限の県のエコ補助金もあったということで件数も多く当初の予算が消化しきってしまったということで、そのあとにこれから浄化槽を設置しますという町民の方から問い合わせがあったことで、不公平感を

町民に与えるような事の無いような補助金の執行をするべきだと思います。ですから来年度に向けては早い者勝ちみたいな形でなくて、少し多めにこういう浄化槽補助金というようなものに対する補助金の枠は多めに確保して頂いて余れば年度末に返せばいい話だと思いますので、そういうことのないような対応をお願いしたいと思います。また関連ですが予算を全部消化し終わったあとに担当課に問い合わせがあったと思うんですけど、そういったときの担当課の対応はどのような対応をしたのかお聞かせ下さい。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) 各種の補助金等において予算の範囲内というのは制度上、予算の制限もありますのでこれについては通常行われていることですしやむを得なかったと思います。先ほど議員のご指摘のありました、本年度の特例的な状況を判断して年度当初予算をもう少し見るべきだというご指摘はあたっていると思いますし、前回の議会でもご指摘をいただいたので早急に対応するというで現在お願いしているところでございます。予算のあり方ということについては年度当初、予算というのは限度ですから、なるべく大きくできれば運営は楽ですが必ずしもそういうものではないと、適切な判断というのをして行かざるを得ないと思っておりますしまたその時に優先順という事も一つの判断でございましてので全てに緩めるといふわけにはいかないと思いますけれども、今回の浄化槽の問題についてはご指摘の面も多々あるかと思っておりますし、そういうときには今回のようにまた議会の皆さんにご相談する中で、補正が頻繁にあるのはいかがかというご指摘もあろうかと思っておりますけれども、ご相談の中でご理解を賜りながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。なお個別に追加で申請があったときに対応がどうかということについては、前回も課長の方から答えさせて頂きましたが、これについては町の行政のあり方として制度を説明することと同時に未だ年度内に対応が可能であれば今回のように課を超える解決の仕方もあるということですので今後とも適切にやっていきたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

議長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありますか。

4 番前田善成君。

4 番 (前田善成君) 浄化槽の補助金の内訳について教えて頂きたいのですが、国と県との方で補助金が出てくる補助率があると思うんですが、通常、中間期こういう形で補正で補助金をもらいにかかるると国の補助だとか県の補助が変わってしまうことがあるのでは、その辺についてはどうでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長 (杉木清一君) お答え致します。まず国の国庫補助金につきましては、補助金額に対する3分の1、要は全体の33%でございます。それから県支出金につきましては5分の1、20%。残りの部分が町の単独費ということで43%ということになります。当初の申請につきましては、国県においても認めて内示交付決定しております。今回の補正につきましても県国の方に追加申請をいたしました。県に聞くところによると県の補助金につきましては問題なくいただけるであろうというような話をしております。ただ国につきましては

は申請を県の方からあげますけれども、確定的なところは分からない状況であるというところであります。以上です。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。
これより議案第69号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤 良輝、平成23年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）賛成の討論を行います。町では、9月議会で住宅リフォーム制度を予算化をしました。今年度になってから県内でも高崎市、太田市、館林市、みどり市、渋川市が新たに実施を表明して伊勢崎市も来年度から実施することになりました。県内ではみなかみ町を含め12市町村になりました。高崎市では10月3日から受け付けたのですが、2週間で252人の申し込みがあったそうです。全国では400近い自治体の実施をしています。沼田市や桐生市も9月議会で各団体から請願が出されたのですが、全会一致で採択をしており、これからこういう制度が増加するのではないかと思います。個人住宅を修繕することにあたって町が費用を補助するという事は、町民個人へのばらまきといわれますがこれは違います。町内の大工さんを始めいろいろな畳屋さんとかガラスやとか外引き屋根などの業者の仕事が増え地域経済を潤しそれによって町も税収増に繋がるという地域密着型の事業になります。合併浄化槽の助成枠が増加されれば町民の自由環境改善意欲も高まるし、住宅リフォーム制度と相まって地域経済活性化に繋がると、こういう事を期待して賛成討論といたします。

議 長（久保秀雄君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結致します。
議案第69号平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決致します。
本案は原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第69号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 字句等の整理委任について

議 長（久保秀雄君） 日程第5、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、字句等の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

議 長（久保秀雄君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

閉 会

議 長（久保秀雄君） これにて平成23年第6回（10月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

（ 11時38分 閉会 ）